

掛川市告示第16号

掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成17年掛川市条例214号）第10条の規定に基づき次に掲げる保存樹木等の指定を解除したので、同条例施行規則（平成17年掛川市規則第150号）第7条の規定により告示する。

令和4年3月25日

掛川市長 久保田 崇

- 1 樹 種 エノキ
指 定 区 分 保存樹木
所 在 地 掛川市中 3529
所 有 者 満勝寺
指 定 番 号 第 23 号
指 定 年 月 日 平成 26 年 2 月 7 日
解 除 年 月 日 令和 4 年 3 月 25 日
解 除 の 理 由 滅失を確認したため

- 2 樹 種 クロマツ
指 定 区 分 保存樹木
所 在 地 掛川市浜川新田 660
所 有 者 福田正雄
指 定 番 号 第 54 号
指 定 年 月 日 平成 18 年 4 月 3 日
解 除 年 月 日 令和 4 年 3 月 25 日
解 除 の 理 由 滅失を確認したため